

「2007年度自主行動計画フォローアップ結果及び今後の課題等(案)」への意見

1. 意見提出者 連絡先

- ・会社名及び団体名 NPO法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議
- ・所属 専務理事
- ・氏名 早川光俊
- ・会社及び団体所在地 大阪府中央区本町2-1-19-470
- ・電話番号 06-6910-6301
- ・メールアドレス office@casa.bnet.jp

2. 提出意見内容

<意見1>

該当箇所：「1. 2007年度フォローアップの体制及び視点等」「1. 自主行動計画フォローアップについて」「(1)「自主行動計画」制度の目標達成計画上の位置づけ」(p.1)

意見内容：

「自主行動計画」は、経団連が1997年に一方的に宣言しただけで、目標設定等について政府が一切関与していない。また、目標不達成の場合に何ら制裁措置もない。このことが、目標設定と目標達成への達成で強い疑義が生じている要因である。

したがって、今回のフォローアップでは、「自主行動計画」の目標を政府との協議の上で再設定・強化し、目標不達成への制裁措置を備えた制度に変更すべきである。

<意見2>

該当箇所：「6. 2007年度フォローアップの視点」(p.6)  
「2. フォローアップの視点毎の評価」(p.26)

意見内容：

数値目標は、京都議定書の目標がCO2排出量とされていることから、全ての業種でCO2排出量を設定するように義務づけるべきである。

<意見3>

該当箇所：「4. 審議結果」(p.8-10)

意見内容：

原子力発電の推進と「原子力の利用率向上については、原子力発電での諸問題を解決しない限り、政策として掲げるべきではない。すなわち、諸問題とは、原子

力発電の安全性（事故による甚大な被害）、放射性廃棄物の最終処分方法、原子力発電の不経済性（原子力に関するコストは決して安価ではない）である。これらの点については、CASAは繰り返しペーパーを公表しており、参照されたい。

<http://www.bnet.ne.jp/casa/teigen/paper/casa-genpatsu-paper0006.pdf>

< 意見 4 >

該当箇所：「フォローアップの結果」（28 ページ以降）

原単位の点検も全業種で必要である。その際に3点を点検しなければならない。

（1）エネルギー原単位改善が省エネ法努力目標を上回る水準（毎年1%エネルギー原単位を改善、これを20年間続ければ18%改善）を満たしていること。できない場合は全工場でBATを導入済みであること、燃料転換が全て終わっていること、などを示すことを最低の条件にすべきである。

（2）CO<sub>2</sub>原単位改善は、エネルギー原単位改善を上回る必要がある。セメントのように、エネルギー効率は改善でも、石炭増加のためにCO<sub>2</sub>原単位が悪化するようなことは許容すべきではない。

（3）原単位を計算する生産指標は、第三者が検証できる透明性の高いものにしなければならない。補正生産量や生産高、指数のみの発表では検証できないため、生産指数（化学）、換算通油量（石油）、実質生産高（電機電子、工作機械）、床面積×営業時間（チェーンストア、コンビニ、百貨店、DIY、チェーンドラッグストア）などは補正しない数値を公表すべきである。

< 意見 5 >

該当箇所：「今後の課題等」（p.42）

意見内容：

京都議定書の目標達成のための制度という位置づけである限り、目標不達成の場合の措置を明確にすべきである。さらに、産業・エネルギー転換部門での排出削減を目指すために、排出量取引制度の導入などを早急に検討することを今後の課題に盛り込むべきである。